

高齢者外出支援事業(介護タクシー)概要

R7.4 現在

目的	一般の交通機関を利用することが困難な在宅の高齢者に対して、住み慣れた地域で引続き生活していくことを支援し、もって福祉の向上を図ることを目的とする。
対象者	次の1～5のすべてに該当する者 1 65歳以上の者 又は 65歳未満の者で、要支援・要介護認定を受けている者 2 嘉手納町の住民基本台帳に登録されている者 3 市町村県民税が非課税の世帯に属する者 ※生活保護の移送費が該当する方は対象者ではない。 4 寝たきり度がA、B、Cと診断された者 又は 認知症度がⅡa、Ⅱb、Ⅲa、Ⅲb、Ⅳ、Mと診断された者 5 介護者の介助がなければ、一般の交通機関を利用することが困難な者 ※本人が自身でバスやタクシーに乗ることができる方は対象者でない。
事業内容	利用者の居宅から次に掲げる目的地までの送迎と、乗降時の補助を行う。 1 通院加療又は検査目的の医療機関（※近隣市町村まで） 2 町内の公共施設 ※買い物などその他の目的での利用はできない。
利用回数	1週間あたりおおむね1回
必要書類	1 申請書(様式第1号) 2 診断書(様式第2号) 3 確約書(様式第3号) 4 住民票謄本（申請書同意欄にて同意した方は不要） 5 課税・非課税証明書(世帯)(申請書同意欄にて同意した方は不要)
現況手続時期	毎年6月に現況届提出
個人負担額	送迎にかかった費用(介助料も含む)の1割の額 ※移送用車両の駐車料金等は、利用者の全額自己負担です。
備考	事業の利用中又は利用後に生じた、実施機関の責めに帰さない利用者の症状の急変等については、利用者が一切の責任を負うものとする。利用者の同乗者においても同様とする。